

EU と東アジア不戦共同体 — 憲法第9条との関連で (その2) —

三石 善吉*

EU and Non-war Community in East Asia. — with special
reference to Art. 9 of Japanese Constitution. (Part 2) —

MITSUISHI Zenkichi *

Abstract

The European Union is a new form of 'super' state and a new form of 'secularity community' which never provokes war each other. It is sincerely hoped that such a community be established in East Asia which includes ASEAN10 + 3, Taiwan and North Korea.

For the reason of space, however, Chapter 1 and 2 which deal with theoretical matters are omitted. In Chapter 3, namely in this essay, the concrete analysis of the Asian nations is covered in full.

キーワード：非民主主義政体の移行・武力不行使（9条1項）共同体・東アジア不戦共同体・共通理念

はじめに

当初の目的では、本稿は、まず

第1章で国民国家に代わる新しい国際統合の理論的側面に頂点を当て、二つの国際統合論ハース教授（Ernst Haas、カリフォルニア大学バークレー校）の「国家主権制限論」とドイッチェ教授（Karl Deutsch、ハーバード大学）の「安全共同体論」とを紹介すること、

第2章では、ダール教授（Robert Dahl、イエール大学）の5つの政治体制論（閉鎖的抑圧体制・競争的寡頭体制・ポリアーキー・セ

ミポリアーキー・全体主義体制）および、冷戦後の政治状況を踏まえたリンス教授（Juan Linz、イエール大学）／ステパン教授（Alfred Stepan、オクスフォード大学）による5つの政治体制論（民主主義体制・権威主義体制・全体主義体制・ポスト全体主義体制・スルタン主義体制）を紹介して政治体制の概観を行うこと（『民主化の理論』荒井祐介・五十嵐誠一・上田太郎訳、一芸社、2005）、

第3章では東アジアの＜ASEAN10+3（日中韓）＋台湾・北朝鮮（・香港）＞を取り上げてそれぞれの現時点における政治体制を明ら

* 国際学部国際社会学科、Tsukuba Gakuin University

かにし、まず日本国憲法第9条第1項の「戦争放棄・武力の不行使」と言う「不戦共同体」は果たしてこの東アジアで実現可能か、また果たしてドイッチェ教授の「不戦共同体 non-war community」から「安全共同体 security community」への移行がこの東アジアで可能か否かといった問題を考察することであった。

しかしながら紙幅の制限のため、第1章、第2章および中間考察（東アジア諸国の政治体制の具体的な分析）の部分を台湾国立政治大学日本語文学系の紀要に、第3章を筑波学院大学の紀要に分載することになった。国境を越えて分割掲載することを許可された政治大学日本語文学系に感謝する次第である。従って、本稿はいきなり第3章から始まる。

第3章 東アジア諸国 - 政治体制と不戦共同体

本論考の前半部分である台湾国立政治大学日本語文学系の紀要に掲載した「中間考察」の結論部分を再掲載する。

「ASEAN10+3（日中韓）+台湾+北朝鮮（+香港）の内、日本と香港を除いた14ヶ国の現時点における政治体制をダール・リンズ・ステパンに依拠して考察した結果、次のような結果が得られた。すなわち、第一群、ポスト全体主義体制；中国〔全体主義→成熟したポスト全体主義体制→凍結されたポスト全体主義〕。ベトナム〔全体主義体制→初期のポスト全体主義体制〕。ラオス〔全体主義体制→初期のポスト全体主義体制〕。第二群、権威主義体制；ビルマ、マレーシア、シンガポール。第三群、スルタン主義体制；北朝鮮、ブルネイ。第四群、ポリアーキー；台湾〔全体主義・蒋介石〕→〔権威主義・蔣経国〕→〔現在ポリアーキー〕。

韓国〔権威主義・全斗煥＝盧泰愚〕→〔現在ポリアーキー〕。インドネシア〔権威主義・スハルト〕→〔現在ポリアーキー〕。フィリッピン〔スルタン主義・マルコス〕→〔現在ポリアーキー〕。タイ〔権威主義・スチンダー〕→〔現在ポリアーキー〕。カンボジア〔全体主義〕→〔現在ポリアーキー〕。

本論文〔台湾政治大学紀要のこと－三石〕ではポリアーキーへの移行を果たした第四群の国家についてその概略を述べて、第3章への橋渡しをしておこう。第一、第二、第三群については第三章（別稿）〔筑波学院大学紀要掲載分の本稿のこと－三石〕で触れる」。

従って、本稿第1節では中間考察で省かれた、東アジアにおける非民主主義体制国家の現時点における政治体制の確定とその移行の方向と可能性とを考察することになる。専門外の領域で思わぬ誤りがあるかも知れない。専門家の叱正をお願いしたい。

第1節 非民主主義体制とその移行

1. 中国。「成熟したポスト全体主義体制」から「凍結されたポスト全体主義体制」へ。

1949年10月独立以降の中国の時代区分を、ここでは復興期（1949～57）、「大躍進と文化大革命期」（全体主義体制）の毛沢東時代（1957～76）、「改革開放期」（成熟したポスト全体主義体制）の鄧小平時代（1977～1989）、「ポスト天安門期」（凍結されたポスト全体主義体制。1989－現在）と大別する。

鄧小平が毛沢東の後継者華国鋒主席から党中央の指導権を奪うのは、1978年12月の第11期3中全会においてである。ここで鄧小平は毛沢東の階級闘争至上主義から「国内的には経済の活性化、対外的には開放」のいわゆる「改革開放」路線を採択させ、鄧小平時代を開く。鄧小平は毛沢東の「絶対的な専横を軽減しようと望み」、ここに全体主義からボス

ト全体主義へと脱全体主義化を敢行したのである（リンス／ステパン、2005、105頁）。以後1989年6月4日の天安門虐殺事件までのほぼ10年間、胡耀邦・趙紫陽総書記を戴いて民主化が推し進められ、言論界も一挙に活気と自由を取り戻して、所謂「黄金の10年」が到来する。この10年間の中国は1982年から88年末までのハンガリーの「成熟したポスト全体主義体制」期に該当する。

すなわちハンガリーにおける脱「成熟した全体主義体制」化は、1989年2月の時点ですでにポスト社会主義を離れる寸前であって（リンス／ステパン、原書306p）、①経済の多元化（所有権の承認）、②国内反体制派（出版・労組・法曹など様々な分野）の存在、③体制内改革派の優勢（ボツゲイ）、④党機能の健在性、⑤軍は動かず、という状況を背景にして、現状維持派（老指揮者カダール）と改革派との交渉・話し合いによって、体制移行・ポリアーキー化が成功裏に成し遂げられたのである¹⁾。リンス／ステパンによれば、「成熟したポスト全体主義」はハンガリーのように「交渉による移行 negotiated transition」を辿るとされる（原書299p）。しかし中国の場合は1989年6月、現状維持派（老指揮者鄧小平）が改革派（胡・趙・市民）との交渉対話による移行を拒否し、しかも軍を動かして武器なき市民の改革派を虐殺したのである。リンス／ステパンはこれに関し東ヨーロッパの筋金入りの幹部党員に面接したところ「武力行使は正当性がなく不可能なことだ」との回答が圧倒的であった旨述べている（原書323p）。中国における人権の軽視は長い帝国時代の愚民観という負の遺産が今もなお、脈々と生きていることを実感させるものである。

1989年6月4日の虐殺（国際アムネスティは最小1300人殺害、中国赤十字会は2600人前後、中国当局の内部資料は568名）以降、全国的範囲で白色テロが横行し、反革命暴乱に参加した市民・学生、民主化運動の共鳴者、政府機関の改革派（趙紫陽派）、改革を唱えた知識人を素早く捕まえ、素早く取調べ、素早く処刑した。その数は推定であるが全国で10万人を超えたであろうという²⁾。こうして中国は「成熟したポスト全体主義体制」から「凍結されたポスト全体主義体制」へと逆戻りした。

「凍結されたポスト全体主義」の崩壊事例はチェコスロバキアであって、その主な指標は、①1969～89年フサークは東欧史上最大の粛清者であって党組織の三分の一が粛清され以後国家社会は全く非政治的となる〔1968年8月20日から69年4月17日までのチェコの自由化運動〕、②党改革もいかなる改革も行われず、③大学が沈滞し（特に社会科学分野）、④市民層も成長せず、⑤議会は形骸化し、⑥腐敗が特に国家機構の中間レベルで進行し、⑦エリート層（幹部層）の腐敗墮落とともに硬直・硬化・対処の拙さが顕著となる。リンス／ステパンによれば、チェコは「凍結されたポスト全体主義の腐敗による移行」の典型的事例とされた（原書316～322p）。ところで1969年を1989年6月と読み替えれば、このチェコの7点にわたる特徴はそのまま現在の中国に該当するのではあるまいか。「フサークは—1968年を忘れてしまった大統領だ。政治を忘れろ、そうすれば快適な生活を与えよう（原書320p）」といったチェコの状況は、「忘却総書記」を持ち、1989年6月を忘れ、ひたすら経済的繁栄を追い求める中国にそのまま該当するのではなかろうか。

1) Juan Linz and Alfred Stepan, Problems of Democratic Transition and Consolidation, The Johns Hopkins UP, Baltimore and London, 1996, 296–316p.

2) 程翔『天安門事件と鄧小平』辻田堅二郎訳、花伝社、1990、44頁以下。

なお「一国二制度」の香港について（リンス／ステパン、2005、50頁以下）、北京政府は台湾・マカオ〔1999年12月返還－三石注記〕の再統合を計画しているので、香港特別行政区には（1997年7月1日から50年間は）若干の自律性と自治は与えられようが、政治的民主化をもたらす政治改革を許さないであろう。自由の格差は国内に不協和を生み出し、香港市民の政治参加は最終決定権が北京にあることによって形骸化しよう。要するに非民主主義国家の中に民主的政治のサブシステムを作り出すことは不可能なのであると。

2．北朝鮮。スルタン主義体制。

北朝鮮・朝鮮民主主義人民共和国は1948年9月9日、首相金日成（朝鮮労働党）のもとに成立する。金日成が没するのが1994年7月8日であるから、実に46年間の長期政権である。後継者はすでに1974年2月の朝鮮労働党中央委員会全員会議で、長男の金正日と決定されており、金正日は1997年10月に労働党総書記に就任、1998年9月に憲法を改正して国家主席制度を廃止し、国家主権の最高軍事指導機関（一切の武力を指揮統率する）である国防委員会の委員長に就任した。なおこの改正憲法で、「朝鮮民主主義人民共和国は、人間中心の世界観であり、人民大衆の自主性を実現するための革命思想であるチェチェ思想をその活動の指導的指針とする（第3条）」と規定している。

リンス／ステパンは、金日成体制をマルコス支配下のフィリッピン、シャー支配下のイラン、チャウシェスク支配下のルーマニア等と並んでスルタン主義体制に含めており（113頁）、後継者の金正日体制も同じスルタン主義体制に含める（「世襲カリスマ」である）。

リンス／ステパン（2005、99頁）はスルタン主義体制を「多元主義」「イデオロギー」「動員」「リーダーシップ」の4つの指標から

分析している。以下、北朝鮮の現実状況（推定であるが）と対比して、若干のコメントを付しておく。

「経済的・社会的多元主義は消滅してはいないが、予測不可能で独裁的な介入に従属している。市民社会、政治社会あるいは国家における如何なる集団も個人も、スルタンの専制的権力の行使から自由ではない。法の支配は存在しない。制度化の程度は低い。公私は極めて混同されている（多元主義）。生産手段を国家と共同体が所有している社会主義的所有制度であるから、共同体所有のセクターに若干の経済的多元主義が見られるかもしれない。党組織や統制機構はしっかり生き残って機能している。

「シンボルが極めて恣意的に操作されている。支配者の極端な賛美。独裁者個人に特有の言動の他には、精緻なイデオロギーは――存在しない。――体制側の官吏も、被支配者も、外部世界を信じていない擬似イデオロギー（イデオロギー）」。『精緻』とは言いがたいが、1970年11月以降マルクス・レーニン主義とともに主体思想（チェチェ思想）が指導理念とされ、1980年10月以降は「金日成の主体思想」だけが党の公式指導理念とされて今日に及んでいる。

「儀礼的な種類の操作的で低度の動員が、恒常的な組織なしに、強制的あるいは恩顧主義的な方法で時々行われる。スルタンが標的に定めた集団に対して暴力を行使する準国家集団の断続的動員が行われる（動員）」。北朝鮮の国際的孤立状況から、国威発揚のための「高度な」動員が、散発的に、しかし大掛かりに行われていると見られる。

「高度に個人主義的で恣意的。合理的・法的制約はない。王朝的傾向が強い。国家官僚には自律性がない。指導者はイデオロギーに束縛されない。指導者への服従は強い恐怖と個人的利害に基づいている。指導者の側近は家族・友人・仕事仲間・あるいは体制維持の

ため暴力行使に直接関わる人々から選ばれる。側近の地位は支配者への純粋に個人的な服従に由来する（リーダーシップ）」。この諸指標は全て適合すると思われる³⁾。

3．マレーシア。権威主義体制。

1965年8月シンガポール国から分離独立して、現在では13のstate（州）からなる立憲君主国家である。スルタンを国家元首に戴きイスラム教を国教（憲法第3条）としているが象徴的存在に過ぎず、リンス／ステパンの言うスルタン主義体制の国家ではない。

典型的な多民族国家・複合社会で、マレー人（63％・マレー語・イスラム教）、華人（27％・中国語・仏教）、インド人（8％・タミル語・ヒンズー教）からなり、与党は「統一マレー人国民組織・マレーシア華人協会・マレーシアインド人会議」と種族ごとに組織され（野党も同じように種族ごとである）、1957年の独立以来、一貫してこの3党の連立政権が政権をとっており、与党が常に圧勝する「一党優位制」である。軍の政治的関与はない。

諸民族の協調体制政策をとった初代首相のアブドゥル・ラーマン政権（1957～1970、辞任、ラザク副首相が昇格）、「プミプトラ（土地の子）政策」を打ち出してマレー人優遇政策を採った第2代首相のラザク政権（1970～76）、中央政権の権力強化に努めたフセイン・オン政権（1976～81、心臓病で辞任、マハティール福首相が昇格）を経て、マハティール政権（平民首相。1981・7～2003・10）の誕生に至る。

マハティール首相は大胆な政治改革によって政教分離に成功する。すなわち憲法を改正してスルタンの「国王権・州王権」を制限・

縮小し、首相権限の拡大に乗り出して反対者（与野党政治家、マスコミ、知識人等）を容赦なく逮捕投獄した（1989年10月）。他方、執権直後「東方を見よ」政策で国民の目を豊かな成功国家日本と韓国とに向けさせ、かつ国家の指導と国家の財政的支援でもって強力な開発政策を推進し、22年間の執政の後、アブドゥラ政権（2003～現在）へと平和裏に交代しており、政治体制には変化がない⁴⁾。

マハティール首相主導の「開発独裁・開発体制」と呼ばれる政治体制は、開発至上主義・国家主導型開発・権威主義の開発・議会制民主主義といった開発体制特有の指標を持つが、政治学的に言えば、リンスの言う「権威主義体制」の典型であって、相当程度のカリスマ性を持った指導者、競争的政党の微弱性、国民の経済への急傾斜（つまり政治的無関心の相対的蔓延）、イデオロギーとして「プミプトラ」と「開発」という明確な政治目標を持ち、治安維持法、印刷出版業法などで自由が制限されている権威主体制である⁵⁾。

4．シンガポール。権威主義体制。

1965年8月マレーシアから分離・独立した。面積699平方km（琵琶湖670平方km）、人口424万人の都市国家であり、人種的には中華系76％、マレー系13.7％、インド系8.4％、その他1.8％からなる多民族国家、任期6年の大統領を戴く立憲共和制国家である。初代首相リー・クアンユー李光耀・人民行動党（1965・8～1990・11、67歳で引退し院政・上級相を敷く）、第2代首相ゴー・チョクトン呉作棟・人民行動党（1990・11～2004・8）、第3代首相リー・シェンロン李顕龍・人民行動党（李光耀の長男。2004・8～現在）

3) 「外務省ホーム・ページ」、萩野芳夫・畑博行・畑中和夫『アジア憲法集』明石書店、2004（再出以降は略称）。

4) 岩崎育夫『アジア政治を見る目』中公新書、2001、102頁以下。佐藤宏・岩崎育夫編『読本シリーズ アジア政治読本』東洋経済新報社、1998、135頁以下（再出以降は略称）。

5) 岩崎育夫『開発と政治』アジア経済研究所、1994、57頁以下。

と代わっている。内政は安定している。

この都市国家の内政安定の最大の秘密は、上に見るように、歴代の首相が「人民行動党」から出ていることにある。人民行動党（もと共産系グループの共闘組織）は、独立前の1954年に英語教育を受けた華人知識人リー・クアンユーを指導者として設立され、その後急速に発展して1959年の総選挙で51議席中43議席を獲得した同年6月に、リー・クアンユーが首相に就き、マレーシアとの併合を目前にして、共産系グループ（労組や学生）や唯一の野党・共産党に対し治安維持法を発動して容赦ない弾圧を加え、マスコミを管理して強権的な一党支配を確立する。こうしてシンガポールは1962年9月マレーシア連邦の一州として独立するが、マレーシア中央政府と対立し深刻な政治状況となると、マレーシア首相ラーマンは、1965年8月、終にシンガポールを連邦から追放したのである。

意に反して独立させられたシンガポール政府は、経済発展をスローガンに掲げる。狭い国土に大人口がひしめく小国家が生き残るには経済発展と成長しかないと訴えたのである。こうして「生存のための政治」をスローガンに、国家・国民を挙げて「権威的な」「成長・開発体制」が構築される。与党の人民行動党は1968年の第一回国会選挙から一貫して得票率が70%を超える一党支配体制であって、人民行動党が行政組織を統括しており、言論・報道の自由が制限されている。

この都市国家の高度成長を可能にした要因は、欧米の有名大学を卒業した有能な官僚群の存在、国家主導型の開発、外資依存の重化学企業の育成であって⁶⁾、シンガポールは経済的には「一人当たり名目 GDP」は、2004年には18万554（USドル）と欧米先進国に匹敵するまでとなったが、政治体制は名目的複数

政党制、イデオロギーとしての開発、首相の強力な指導力、経済的動員（政治的無関心）と言った、リンスのいう権威主義体制の国家そのものである。しかし、一体、なぜ「アジア諸国の中で最も高い成長率を遂げ、中間層の比率も一番高い国で、なぜ開発主義国家批判や民主化運動が起こらないのであろうか⁷⁾」。それは政府の巧妙な抑圧と軍事力（正規軍約6万、2004年度の軍事費は全歳出予算の28.3%を占める）を背景とする権威的体制によって、ダール教授の言う公然たる異議申し立てが封じられているからである。

5. ブルネイ。スルタン主義体制。

1984年1月、英国から完全独立を果し、現在ハサナル・ボルキア（第29代スルタン）を戴く立憲君主国家であるが、実態はリンス／ステパンの言うスルタン主義体制の国家である。

憲法は、独立以前の1959年29日に、宗主国イギリスの承認の下で、発効しており、これが1984年1月の独立後の現行憲法になっている。現行政治制度はこの憲法に基づいており、議会（一院）・内閣・司法の三権が分立しているが、全く名目的に過ぎない。つまり、国王は宗教上の権威であるとともに、独立以来国政全般を掌握、現在（2005年11月現在）も国王が首相、国防相及び蔵相を兼任している。また外相モハメッド・ボルモア殿下国王の実弟であって、主要閣僚は兄弟・一族が占めている。議会（立法評議会）は独立前の1971年から停止されていたが、2004年9月には再開され、議会の構成に関する憲法第24条の規定が改正されて公選議員も参加できるようになった（従来は指名議員のみであった）とはいえ、1962年から非常事態宣言が継続し、しかも1971年に更新され、現在に至る

6) 岩崎育夫『アジア政治を見る目』128頁以下。『アジア政治読本』119頁。

7) 岩崎育夫『アジア政治を見る目』128頁。

まで継続している。国土や沖合海底の石油・天然ガスからあがる膨大な所得は、王族のものであって、国家は国王の私物と化している。軍事費は296百万米ドルで全予算の10.1%を占め（2004年度）、内敵に備えているため、国民の政治活動は全く衰えている。しかし経済水準は高く社会福祉も充実しており、内政は安定している⁸⁾。

6．ベトナム。全体主義体制から「初期のポスト全体主義」へ。

1945年9月2日ベトナム民主共和国が成立した。第一次インドシナ戦争（1946～54）でフランス軍が敗退すると、南ベトナムにクーデターが起こされ、ゴ・ジンジェム政権（1955年4月～1963年11月暗殺）が出現して、南北が分断された。第二次インドシナ戦争（トンキン湾事件1964・8～パリ和平協定1973・1）でアメリカ軍が敗退し、北ベトナムは1975年の春季大攻勢によって（4月）サイゴンへ無血入城して南北が統一され、1976年4月には全土で総選挙が行われて492人の議員を選出、同年6月には第1回の統一国会が開催され、7月2日には新首相を選出してベトナム社会主義共和国の樹立を正式に宣言した。以後、南部で急速な社会主義化（企業国有化・資本家の財産没収・農業の構成的集団化）政策がとられたが、党官僚の腐敗ともあいまって国民の生産意欲を殺ぎ、共産党への不信が増幅して所謂ボート・ピープルの大量流失を招いた。

国内経済の破綻と国際的孤立を打開するために、1986年12月の第6回共産党大会で、「ドイモイ（刷新）路線」（市場経済システムの導入・対外開放・民主化）を採択する。ソ連東欧の崩壊後の1991年の第7回党大会でドイモイ路線が再確認され、かつ東欧式の政治的多元化を拒否して共産党の指導性も再確認

された。現行憲法（92年憲法）は指導理念として「マルクス・レーニン主義とホーチミン思想」を掲げ、ドイモイ路線を法制化した社会主義への過渡期の憲法とされており（前文）、2001年4月の第9回共産党大会でも、共産党一党支配による社会主義体制の維持とドイモイ路線継続が承認された。2002年7月の国会で、ルオン国家主席、カイ首相が再任されている。任期は5年である。

ベトナムの「ドイモイ」路線に基づく政治体制は、リンス／ステパンの言うポスト全体主義体制の中の「初期のポスト全体主義」に当たる（2005、101頁）。その指標は（亀甲括弧内はベトナムの状況を示す）、すなわち①全体主義の理念型に非常に近く、政治的多元主義は存在しないが〔共産党の一党独裁〕、②限定的な経済的多元主義は存在し〔対外開放・私的セクターの存在〕、③指導的イデオロギーが存在し〔過渡期の社会主義・ユートピアへの志向が強い。「初期」と命名される所以である〕、④大衆団体を通じての最低限の動員がなされ〔祖国戦線〕、⑤最高指導部は党内手続き・党内民主主義によって指導権の自由な発揮は抑制されておりカリスマ性はない〔但しホーチミンは極度に神格化されている〕。ただ新しい脱ポスト全体主義化の兆候として、今日では民選の議会の権限が強化され、国会は党の提出した閣僚候補をチェックする権限を持ち、かつ農民連合・労働総連合・婦人連合などの大衆団体（祖国戦線）も党が推した幹部を拒否できるといった、党の一元的支配への国民の参加が微弱ながら見られるが、自由選挙も報道・思想の自由も存在せず、基本的人権の保障もあくまで一党支配・社会主義の法の枠の中での限られたものであって「初期のポスト全体主義」体制であることには変わりはない⁹⁾。抗日・抗仏・抗米・統一戦を戦い抜き、勝ち抜いた自信と歴

8) 「外務省ホーム・ページ」。『アジア憲法集』。『アジア政治読本』。

史が原則を堅持させているようだ。

7. ラオス。全体主義体制から「初期のポスト全体主義」へ。

1953年10月22日完全独立を果たす。内戦が繰り返され、1975年12月のラオス人民民主共和国成立以後17年間、カイソーン人民革命党議長（1975・12～92・11）による指導体制が続く。その死亡に伴い1992年11月からカムタイ人民革命党議長（1998年大統領に就任、現在に至る）やヌーハック前大統領を中心とする指導体制に移行している。人民革命党の一方支配である。1975年以降の計画経済が行き詰まり、1986年（第4回党大会）で「新経済メカニズム」と呼ばれる経済改革に着手、銀行制度、税制、外国投資法の制定、国営企業の民営化など幅広い改革を通じて、市場経済・開放経済政策を推進している。

1991年8月に制定された憲法は、ラオスが人民民主主義国家であり（前文）、ラオス人民革命党の指導的役割が確認され（第2条）、民主主義的中央政権制の原則が堅持され（第3条）、経済体制も自然経済から商品経済へと転換することを目標とし（13条）、所有の形態も国家的所有・集団的所有・個人的所有・資本家の私的所有・外国人所有の5形態がありかつ保護されることなどが明記された（14条）。

1991年憲法は2003年に改正され現行憲法となっており、人民民主主義体制（前文）が再確認された。経済体制は大幅に改正され、「社会主義の方向に従った調整のもとにおいて、市場経済メカニズムに従って活動（13条）」すること、国内・国外投資が奨励され（新条文、14・15条）、旧14条はそのまま新16条となっている。ベトナムと同じように「市

場経済」を導入してはいるが、社会主義を堅持しており、ベトナムに適用された五条件がそのまま適用できよう。「初期のポスト全体主義体制」の国家とする所以である¹⁰⁾。

8. ビルマ（ミャンマー）。全体主義体制から権威主義体制へ。

国名はビルマ連邦（1948～74）、ビルマ連邦社会主義共和国、ビルマ連邦（1988～89）、ミャンマー連邦（1989～現在）と変化している。

1886年英領インドに編入され、第2次大戦中の日本統治が終わると、2年間にわたる粘り強い非暴力の反英独立闘争を展開し、ついに1948年1月（4日）完全独立を果たした。初代首相ウ・ヌ政権（1948・1～62・3）は国軍のクーデターで倒れ、ネ・ウィン政権（1962・3～1988・7）が成立する。ネ・ウィンは革命評議会の議長につき、憲法を廃止し、両院を停止し、主要政治家を全員逮捕し、ビルマ社会主義計画党の一方支配体制（ビルマ式社会主義体制）を確立、以後この軍人体制は26年間続くことになる。

1988年6月21日ラングーンで民主化を求める大規模な反政府デモが激発し、直ちに地方に波及する。7月25日ビルマ社会主義計画党は臨時大会を開いてネ・ウィン議長の辞任を決定するが、軍人政権はなおも続き、百万人のゼネスト、ビルマ全土のゼネストへと拡大する（武器を持たない非暴力闘争！）。9月に入ると焦った学生たちは過激な行動に走り出し、まさにこの時を狙ってクーデターを起こして（9月18日）実権を掌握したソウ・マン国防相（大将）ら軍部は、国家法秩序回復評議会を創設して、9月18日から26日の間、学生・市民に激しく発砲し弾圧を加えたので

9) 「外務省ホーム・ページ」、『アジア政治読本』。坪井善明『ヴェトナム現代史』東京大学出版会、2002。

10) 「外務省ホーム・ページ」、『アジア憲法集』336頁。

ある（死者全国で推定千余人）。なお軍部政府は1988年9月には社会主義政策を放棄する旨発表している。

民主化を目指す政党（国民民主連盟）を結成して書記長となったアウンサン・スーチー女史（1945・6・19生まれ）は1989年7月には自宅軟禁に処せられた。1990年5月、30年ぶりに実施された総選挙で国民民主同盟（スー・チー女史）が圧勝するが、軍部はこれを見捨てし政権を譲らず、スーチー女史の軟禁状態が続く。1991年10月スーチー女史ノーベル平和賞受賞。2000年10月から軍部政府とスーチー女史との直接対話が始まり、2002年5月にはスーチー女史に対する行動制限措置を解除した。2003年5月には政治犯550名を釈放したが、同時にスーチー女史は再び自宅軟禁下に置かれて、現在に至るも解除されていない。ビルマはリンスの言う権威主義国家である¹¹⁾。

さて、以上の分析によって、東アジアにおけるポスト全体主義体制・権威主義体制・スルタン主義体制を採る諸国家の現状分析は終わった。次にはこれら非民主主義体制がどのような政治過程を経てポリアーキーに到るのかを検討しよう。この問題に関してはすでにリンス／ステパンの広範にして緻密な研究があり（但し欧米に限定されている）、いま現に存在している非民主主義体制が将来迎えるであろうその道筋に重大な示唆を与えてくれるだろう。すなわち上記の問題国家群は次の4類に分かれる。

第1類、天安門事件以後の中国の「凍結されたポスト全体主義体制」からの移行、

第2類、ベトナム・ラオスの「初期のポスト全体主義体制」からの移行、

第3類、マレーシア・シンガポール・ビルマの「権威主義体制」からの移行、

第4類、北朝鮮・ブルネイの「スルタン主義体制」からの移行である。

まず、第1類は「腐敗による移行 transition by the collapse」である。「凍結されたポスト全体主義体制」がたどる道で、中国がこれに該当し、先例はチェコスロバキアにある。リンス／ステパンによれば、その道筋は、権力の腐敗による体制の危機→国家の中核幹部の無能無策（実効的権力の欠如）→反体制の急激な増大→体制支持の激減→体制の崩壊といった道筋をたどる（原書324p）。つまり腐敗（党の特に中間部の腐敗・都市農村や沿岸内陸部の格差の放置・人民の異議申し立てを武力で鎮圧・言論の自由の封殺など）が進行し、今一度の天安門事件で中国は崩壊するというものである。

第2類は「体制主導の移行 regime-controlled transition」である。「初期のポスト全体主義体制」がたどる道で、ベトナムとラオスがこれに該当し、先例はブルガリアにあって、リンス／ステパンによれば、①体制内（宮廷内・党内）クーデターによるが、移行のコントロールを失わない。②市民社会・政治社会においても政府批判の団体も運動も存在しない（あったとしても弾圧される）。③クーデターの後複数政党制など多元的民主主義を目指す改革が行われる（ただし政党法などで制限が設けられる）。④以後順調な政権交代が続く（原書335p）。この移行の道が可能になるには、ベトナム・ラオスの政治的指導者の力量如何に関わろう。

第3類、権威主義体制の国家、ビルマ・マレーシア・シンガポールの体制移行については、まず軍事国家ビルマには韓国・タイの事例が最適であろう。しかしマレーシアとシンガポールは、それぞれ偉大な政治家マハティールとリー・クワンユーの政策を継承する国家であって、比較の対象は存在しない。

¹¹⁾ 『アジア政治読本』200頁以下。「外務省ホーム・ページ」。

この2国が独自に抱える問題から考察するしかないであろう。まずマレーシアについて言えば、政教分離の危うさと独自の政策「プミプトラ」のもつ非民主性にあらう。多文化主義による緩やかな国家統合・国民統合をはかり、かつASEAN10を含めたより大きな東アジア不戦共同体へと忠誠心を移行させていくことが必要だろう。これはシンガポールでも同様であって、多文化主義を前提にした緩やかな「シンガポール人」の形成とこれをより大きな東アジア不戦共同体へと統合していくことである。これによって一国内における少数派と多数派エスニーと言う「主要矛盾」が、より大きな統合体の成立によって「副次的矛盾」へと転化するであらう（EU諸国内における、少数派エスニーの事例を想起されたい）。

ビルマ（ミャンマー）の場合は、「階序制的軍部による統治からの脱出」に当り、「軍部が脱出の対価として要求する‘権限保留領域’の範囲は、軍部に対する内的・外的な脅威の深刻さと市民社会・政治社会における民主的勢力の強さに」よる（リンス／ステパン、2005、136頁）。従って2004年10月にEUがミャンマーの民主化状況に進展が見られないとしてミャンマー国営企業への借款を禁止したような国際的な制裁措置が取られるべきこと、ASEAN諸国が内政不干渉の原則を緩めて民政移行を忠言すること、外務省ホームページに日本政府は「種々の機会を活用し、早期民政移管に向け努力すべき旨申し入れを行ってきている」という。こういった外からの「脅威」を与えることが必要であらう。

最後に第4類、スルタン主義体制の国家、北朝鮮とブルネイは、一体どのようにして移行するのか。リンス／ステパンは「迅速で大規模な市民社会運動か、暗殺か、軍の反乱によって打倒される（2005、152頁）」場合、「戦

争での敗北（外部による監視と保証が必要）」（同134頁）、「スルトンの極端な恣意的権力行使を嫌う企業集団が変動を支持する可能性」（同137頁）を挙げているが、両国は全く国内事情が異なり同じ道はたどらないであらう。

第2節 東アジア不戦共同体の諸前提。

われわれは、ASEAN10+日中韓+台湾・北朝鮮の地域に、多文化の共存する・国民国家を超えた大きな共同体を創出し、そこに日本国憲法第9条第1項（武力の不行使）を共通の精神とする戦争放棄の共同体を創出しようとしている。ドイッチェ教授は、すでに第2章で述べたように、国際統合の過程として、「不戦共同体」から「安全共同体」へと言う進化の過程を考えている¹²⁾。

われわれもドイッチェ教授に倣って、差し当たっては、この東アジアに「憲法9条1項による武力不行使」の「不戦共同体」を樹立しようとしている。その共通理念は、まず①国際連合憲章、第2条第3項と4項。②日本国憲法の第9条第1項、③各国憲法の平和条項、④ASEANの「バンコク宣言（1967）」、「東南アジア友好協力条約（1976）」の2文書、及び⑤新たにわれわれが提示する「国家元首不戦宣言」である。以下この順に、紙幅の関係から、要点だけを述べる。

（1）国際連合憲章は1945年6月26日サンフランシスコにて署名され、同年10月24日に発効、当事国（現在191カ国）全てが遵守しなければならない共通かつ最高の法規範である。

第2条〔原則〕第3項：すべての加盟国は、その国際紛争を平和的手段によって、国際の平和及び安全並びに正義を危うくしないように、解決しなければならない。第4項：全ての加盟国は、その国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使を、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対す

¹²⁾ 鴨武彦『ヨーロッパ統合』日本放送協会、1993、97頁。

るものも、また、国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎まなければならない。

憲章の第2条が力を込めて主張している点は、「国際の平和及び安全の維持」・「国際紛争の平和的解決」・「武力による威嚇・武力の行使を慎むこと」である。

(2) 日本国憲法第9条1項は、戦争の放棄を規定する、一方的・絶対平和の宣言である。

第9条「戦争の放棄、戦力及び交戦権の放棄」①日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久に放棄する。

文意は極めて明瞭であって、日本国は世界に向かって、「戦争の放棄」と「武力の不行使」を宣言している。9条解釈は、通説である全面放棄説と政府見解の侵略戦争放棄説とが大別されるが、われわれは、当然ながら前面放棄説に立つ。

(3) さて次には、上記東アジア諸国の現行憲法の規定に、日本国憲法（前文＋第9条）のような「平和条項」があるかどうか確認しておきたい。日本国家のように9条の理念と現実が著しく乖離している場合があるだろうが、ともかく最高法規である憲法に明記されていること事体が重要なのであって、一定程度の軍事化阻止要因となっているからである。

以下の分類は、西修「世界の現行憲法と平和主義条項」¹³⁾による。西教授による分類の指標と各国憲法条項のキー・ワードとを示しておく（『アジア憲法集』。ベトナムは「アジア・太平洋諸国の対外政策データベース」の「ベトナム社会主義共和国憲法」で検索）。①＝平和政策の推進、②＝国際協和（国連憲

章＋世界人権宣言などの遵守を含む）、③＝内政不干渉、④＝非同盟政策（いかなる軍事機構にも不参加、外国の軍事基地をおかない）、⑤＝永世中立（外国の駐留を認めない）、⑧＝国際紛争の平和的解決、⑨＝侵略（征服）戦争の否認、⑪＝国際紛争を解決する手段としての戦争放棄、⑫＝国家政策を遂行する手段としての戦争放棄、⑬＝外国軍隊の通過禁止・外国軍事基地の非設置、⑭＝核兵器の禁止・排除、⑯＝軍隊の行動に対する規制（なお欠番は該当条項の欠如を示す）。

1. 中国（1982年12月採択。部分的改正2004年3月）、②〔世界各国人民との団結〕＋③〔相互内政不干渉〕（共に前文）。
2. 台湾（1947年1月公布）、②〔国連憲章の尊重〕（141条）＋⑯〔現役軍人の文官兼任不可〕（140条）。
3. 韓国（1987年10月改正）、⑨〔侵略戦争の否認〕（5条）＋⑯〔国軍の政治的中立〕（5条）。
4. 北朝鮮（1972年12月採択。部分的改正1998年9月）、①〔世界平和と人民相互間の親善〕（前文）。「偉大な領袖金日成同志」の偉業の一つとして書かれている。
5. インドネシア（1945年8月公布）、①〔永続的な平和〕（前文）
6. フィリピン（1987年2月発効）、⑫〔国策の手段としての戦争を放棄〕（2条2節）＋⑬〔外国の軍事基地・軍隊・施設の不認〕（18条25節）＋⑭〔核兵器からの自由〕（2条8節）＋⑯〔軍隊は常に文民支配〕（2条3節）
7. タイ（1997年10月施行）、②〔諸外国との友好関係の促進〕（74条）。
8. ベトナム（1992年4月）、①〔世界の平和達成〕（14条）＋②〔平和的友好的交流及び協力〕（14条）＋③〔内政不干渉〕（14条）。

13) 『駒澤大学法学部紀要』第60号、2002年3月。

9. ラオス (1991年 8 月公布)、①〔平和共存〕(12条) + ②〔友好及び協調〕(12条) + ③〔内政への相互の不干渉〕(12条)
10. カンボジア (1993年 9 月施行)、①〔平和的共存〕 + ③〔内政不干渉〕 + ④〔非同盟政策〕 + ⑤〔永世中立〕 + ⑧〔あらゆる問題の平和的解決〕 + ⑨〔他国を侵略せず〕 + ⑬〔外国の軍事基地不設置〕(共に53条) + ⑭〔核兵器・生物兵器の禁止〕(54条)。

なお、ビルマ (ミャンマー) は憲法制定中という。また現行マレーシア憲法にもシンガポール、ブルネイ憲法にも平和条項は無いが、いずれも ASEAN 加盟国で、以下に言及する宣言・条約を共有している。実質的に平和条項を持っていると考えられる。

(4) ASEAN の 2 つの文書を要約して示す。
a 「バンコク宣言」(ASEAN 設立宣言、1967年 8 月) はインドネシア・マレーシア・フィリピン・シンガポール・タイの 5 カ国。前文と 5 か条からなる短い宣言である。東南アジア諸国間の相互理解・善隣関係・有意義な協力によって「域内の平和、進歩及び発展に寄与することを希求」するが故に (前文)、ASEAN を設置し (第 1 条)、経済成長・社会進歩・文化発展 (第 2 条第 1 項) を目的として、諸機関を設置し (第 3 条)、門戸を開放し (第 4 条)、かつ「国民と子孫とに平和、自由、繁栄を保障する (第 5 条) と宣言している¹⁴⁾。

清水一史助教授は、この宣言の特色を政治的性格・「宣言」のみであること・主権を制限するものでないことにあるとしている¹⁵⁾。われわれの文脈では、このバンコク宣言の特色は友好的交流による不戦共同体の創出という点にある。

b 「東南アジア友好協力条約」(1976年 2 月。上記 5 カ国)。前文と全 5 章 20 条からなる。前文で国連憲章・バンコク宣言・東南アジア中立地帯宣言 (1971年 11 月) の精神に従い、「平和、友好及び東南アジアに影響ある事項に関する相互協力を強化することを希求」するとあり、第 1 条では「この条約は締結国国民間の不断の平和、永遠の友好及び協力を促進することを目的とし、締約国の強化、連帯、及び緊密な相互関係に寄与する」との目的が宣言され、友好 (第 2 章)、協力 (第 3 章)、紛争の平和的解決 (第 4 章)、一般規定 (第 5 章) が述べられている。

黒柳米司教授はこの条約を「ASEAN 加盟を希望する諸国にとって不可欠の通過儀礼として確立¹⁶⁾」したと評価している。

(5) 国家元首不戦宣言。イギリスの「権利章典 (1689)」、王位継承法 (1701)」に倣ったものである。前者の第 9 章と後者の第 2 章は同じであるから、前者「権利章典」の第 9 条を引用する。すなわち「カトリック教の君主またはカトリック教徒を配偶者とする国王もしくは女王によって統治されることは、この新教国の安全と福祉に反するということだが、経験によって明らかにされたので—教皇庁またはローマ教会と融和し、もしくは霊的交渉を有する者、カトリック教の信仰を表明する者、またはカトリック教徒を配偶者とする者は、一人残らず全部、—王冠および政権を継承し、占有し、享受すること、または王としての権力、権威、裁判権を所有し、使用し、行使すること、から排除され、かつ永遠にその能力なきものとされる」と。

要するに「権利章典」第 9 章の立法の主旨は、カトリック教徒と関わる者は、全て、永遠に王位継承者たり得ないというにある。さ

14) 岡部達味『ASEAN をめぐる国際関係』国際問題研究所、1983、四宣言は全て 345 頁以下。

15) 『ASEAN 域内経済協力の政治経済学』ミネルヴァ書房、1998、25 頁。

16) 『ASEAN35年の軌跡「ASEAN WAY」の効用と限界』有信堂、2003、57 頁。

て、この「権利章典」に倣って、「無法者元首」の出現を予防すべく、われわれの「国家元首不戦宣言」は次のように規定される。

「国家元首不戦宣言」

以下宣言す。東アジアの平和主義を否定するものによって東アジアの各国が統治されることは、東アジア諸国の安全と福祉に反することが経験によって明らかにされたので、国連憲章第2条第3・4項、日本国憲法第9条1項、東アジア諸国憲法の平和規定及びASEAN2文書の平和主義を否定する者は、一人残らず全部、国家元首としての権力を行使することから、排除され、かつ永遠にその能力なきものとされる。

さて、以上の「4つの法源」を、「ASEAN10+3+台湾+北朝鮮」の国家元首・国民は共通の理念として高く掲げ、2006年から2010年までの間に、「東アジア武力不行使共同体」の樹立というアジアでは前代未聞の壮大な・歴史的な実験に向かって努力しなければならない。その先例は、アデナウアー首相とド・ゴール大統領の友情によって、1963年1月22日に締結された「エリゼ条約」である。この独仏条約に倣って、まず国家元首の会合を年2回、閣僚級の会議を年4回、高級官僚級の会議を年6回は開催して、腹藏なく誠実に話し合い、自国の利益にとらわれることなく、すでに個別的に進行している自由貿易協定圏に重なる形で、この自由貿易協定圏をさらに確固たるものにすべく、この「東アジア不戦共同体＝東アジア武力不行使共同体」を樹立することを目指す。国民間レベルでも、狭隘なナショナリズムを克服して、今こそ、多様にして複雑な東アジアが、上記「4法源」の理念に従って、「アジアは一つ」

となるべく努力しなければならない。なお紙幅の関係から、「東アジア武力不行使共同体」＝「東アジア不戦共同体」樹立の行程については、別の機会に譲る。

おわりに

EU成功の秘密は多々あろうが、われわれの文脈で最も重要なのは、国家首脳たちの卓越した見識と高い人格、ヨーロッパに平和共同体を創出しようとする断固たる行動力である。アデナウアー首相とド・ゴール大統領、シュミット首相（1974～82）とジスカールデスタン大統領（1974～81）、コール首相（1982～98）とミッテラン大統領（1981～95）、コール首相とシラク大統領（1995年～現在）との固い結束がこれである。自国の選挙民のためにではなくて、全ヨーロッパの安全と平和のために・ヨーロッパの統合のために、1618年の30年戦争以来の宿敵（！）と固く手を結んで統合のために死力を尽くした。超一流の国家元首たちの鬼気迫る決断が感じられないだろうか。これらヨーロッパの志高い卓越した政治家に比べて、アジアには金大中やマハティール以後、崇高な理念・卓越した指導力・高い人格を持つ政治家は居なくなってしまったようだ。靖国参拝にこだわり、愛国反日教育を鼓吹し、教科書問題で国民感情を煽ったりする首脳がもし存在するとするなら、誠に嘆かわしい事態であって、むしろ今こそ、東アジア諸国の国家首脳たちは、東アジアに最早相互に決して戦わないという「不戦共同体」を樹立するという高い志を是非共有すべきであろう。